

# かわべ 議会だより



大会開会式

## 第26回全国中学校新人競漕大会

第26回全国中学校新人競漕大会を川辺町で開催。

この大会は、中学校新人選手の登竜門として兵庫県豊岡市(城崎町)と交互で開催されています。

北は福島県、南は宮崎県から121クルーおよそ300人が参加し、熱戦が繰り広げられました。

川辺中学校は、2種目(男子ダブルスカル・女子ダブルスカル)で第3位に入賞しました。

### 目次

・第3回定例会	2
・委員会審査	3
・議案ピックアップ	5
・審議結果一覧	6
・議会まめ知識	7
・一般質問	9
・議会日誌	16
・編集後記	16

# 第三回定例会

## 全7会計の決算を認定

### 一般会計補正予算は一部修正して可決

平成29年第3回定例会が、9月5日から15日の会期で開催されました。平成28年度決算認定案件を認定、平成29年度各会計の補正予算案件のうち、一般会計補正予算は修正可決、他の案件はいづれも原案のとおり可決しました。また、議長・副議長の選挙に伴って各委員会の構成も改めました。

## 議会の構成を改めました



櫻井芳男 副議長



平岡正男 議長

定例会初日に、正副議長選挙と各委員会の委員選任を行い、議会の構成を改めました。  
(委員会構成は5頁)

### 議長・副議長就任あいさつ

このたび第3回定例会におきまして、議長・副議長に就任することになりました。

身に余る光栄と感謝いたしますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営に努めてまいります。

さて、わが国及び地方の財政は、多額の債務を抱えており、依然楽観した状況ではありません。当町におきましても、厳しい財政状況の中で少子高齢化をはじめ、福祉・環境・基盤整備・教育などの諸問題に対応すべき重要な政策課題が山積しております。

議員が皆様の声に耳を傾け、町政を発展させていくことが益々重要となっております。町民の皆様の期待を表現し、川辺町をより発展させていくことを使命として、全力を尽くす覚悟でございます。

皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、就任のあいさつといたします。

## 歳出総額76億3千万円 28年度決算を認定

平成28年度各会計決算 (千円以下四捨五入)

一般会計		国民健康保険事業	
歳入	48億4287万円	歳入	13億4951万円
歳出	45億5633万円	歳出	11億9707万円
下水道事業		農業集落排水事業	
歳入	5億953万円	歳入	3193万円
歳出	5億413万円	歳出	3052万円
介護保険		後期高齢者医療	
歳入	9億2459万円	歳入	1億2876万円
歳出	8億7383万円	歳出	1億2636万円
水道事業			
収益的収支	歳入	2億5863万円	
	歳出	2億4701万円	
資本的収支	歳入	8093万円	
	歳出	9012万円	

※資本的収支の不足額は、留保資金で補てんしました。

平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)の一般会計ほか各特別会計の決算は、総務委員会に付託され、9月7日から3日間の日程で審査が行われました。審査した会計は、一般会計を含め全7会計と可茂広域行政事務組合一般会計で、町長をはじめ担当課長等の出席を求め、説明・質疑応答・必要書類の提出・現地確認などを行いました。9月11日には討論・採決を行い、審査に付託された全ての会計決算について全会一致で認定すべきものと決定しました。(総務委員会での質疑応答は3頁から)

# 委員会審査

9月定例会に上程された議案のうち平成28年度の一般会計ほか各特別会計の決算・条例案件・平成29年度補正予算など15件が総務委員会に付託され、9月7日から3日間の日程で審査が行われました。

審査した議案について各課から説明を受け、質疑応答・必要書類の提出などにより審査を進めました。

審査にあたっては、延べ148件あまりの質疑応答が行われ、9月11日に討論・採決を行った結果、審査に付された議案のうち、一般会計補正予算については、修正案が提出され、賛成多数で修正すべきものと決定し、その他の案件については全会一致で原案のとおり可決・認定すべきものと決定しました。

審査における質疑応答の主なものは次のとおりです。



## 主な質疑応答

### 【平成29年度一般会計補正予算について】

**Q** 大洞グラウンド給水工事の整備概要と今後の整備及び管理方針の概要を伺います。

**A** このグラウンドは、町グラウンドゴルフ協会及び地域の方々の要望に因應するため、グラウンドゴルフ専用の場として整備するものです。平成29年度は、水道の給水設備（手洗い・散水・飲用のため）を整備し、30年度には付属設備（簡易トイレ増設・日よけ・ベンチ・倉庫や備品（トンボ・コートブラシ等）を整備する予定です。

管理は、他のグラウンドと同様に日常的なケアは基本的に利用者にお預けし、除草作業は使用料を徴収して町で実施する予定です。

使用料は、他の町内グラウンドの水準や他市町村のグラウンドゴルフ場を参考に定め、当グラウンドの維持管理費に充てる予定です。また、このグラウンドを、他の軽スポーツに利用する場合でも開放は可能と考えています。

**Q** 有害鳥獣捕獲事業のデジタル簡易無線機購入の概要を伺います。

**A** 有害鳥獣捕獲を行っている猟友会の会員のうち、有害鳥獣駆除隊員15名にデジタル簡易無線機を貸与し、業務を確実・安全に遂行できるようにするとともに、平成34年のアナログ無線が廃止となることに対応できるように購入するものです。

**Q** 空家等対策協議会が設置されるが、構成委員の人数と職種を伺います。また、当協議会で空家解体支援事業補助金の査定も審議されるのか伺います。

**A** 委員には、区長会長・議員・法務局職員・不動産業者・建築士・民生児童委員・下麻生空家対策委員長・町職員等の合計12名を予定しています。

補助金の審査は、町職員が審査をしますので、当協議会では行いません。

**Q** 比久見工場跡地の履歴調査の概要と必要性を伺います。

**A** この履歴調査は、土壌汚染対策法に基づく届出をするために必要な基礎調査で、

字絵図・古い地図・航空写真・地元高齢者の情報を国の審査機関に登録された者が報告書としてまとめるも

のです。

この調査は、人口問題・空家対策問題・小学校将来問題を検討する上でも川辺町が勢いを取り戻す必要があり、早期に町の活力を回復するためにも、その手段としてこの跡地の有効活用を図りたいことから必要な調査と考えています。

当該跡地の使用可否を明確にして、カワベイ未来投資会議と同時進行で進めていきたいと考えています。



【平成28年度決算関係について】

**Q** ボート王国プロジェクト事業に対する助成金の概要を伺います。

**A** この事業の総事業費は、約500万円です。ボートに関する様々な事業を実施しています。このうち、美濃加茂市民が参加している事業に対して助成金を交付しています。

**Q** 比久見工場跡地の活用に関する事項は、川辺町総合戦略や第5次総合計画に位置づけられているのか否かを伺います。

**A** 現時点では、いずれの計画にも位置づけられていません。

状況です。総合戦略では有効活用が定まった時、総合計画は後期計画を立てる30年度に変更を加えて位置づけたいと考えています。

**Q** 農地転用許可申請件数が増加した要因と、農地法の改正による今後の影響を伺います。

**A** 農地転用許可申請件数の増加の要因は、再生エネルギー発電施設設置目的に農地転用する件数の増加が主な要因です。農地法の改正による今後の影響は、現在のところ例年並みの申請件数となっており、減少するとは考えていません。

**Q** 地籍調査の今後の実施箇所の順位と住民の反響を伺います。

**A** 平成26年度より石神地区から実施しており、今後は、

用途地内の中川辺・西柵井・下川辺地区を順次実施する予定です。

住民からの反響は、現時点では事業の主旨にご理解いただいています。

**Q** おおぞら教室の利用状況を伺います。

**A** 平成28年度末の利用者数は、45名ほどでしたが、現在は62名までに増加しています。

**Q** 小中学校のプール施設の老朽が顕著で、児童生徒のケガ等を大変危惧しますが、今後の対応策を伺います。

**A** 北小学校は、プール改修の実施設計をしています。中学校や西小学校では、プールサイドの傷みが顕著で人工芝などを敷いて応急処置をしています。また、東小学校はB&G

海洋センターのプールを利用していることから、このような利用も含め検討したいと考えています。

**Q** 中央公民館が老朽化しており、今後改修工事が必要となるが、その計画等を伺います。

**A** 中央公民館は、築後35年あまりが経過しています。これまでに外壁を改修し、今後は屋内の受電設備や消防設備に不具合が想定されるため、順次更新する予定です。また近い将来、施設の大規模改修又は長寿命化が必要な時期が到来すると考えています。

一般会計補正予算は修正可決

平成29年度一般会計補正予算案は、企画総務費で計上された比久見工場跡地利用検討事業の土地履歴調査業務委託料110万2千円については、審査を付託された総務委員会において委員から事業の実施順序に疑問があり、当該土地の利活用などの基本的なことが何も定まっていない段階で行うことは、容認できないとの理由から修正動議が提出されました。

委員会では、修正案を採決の結果、賛成多数(賛成6・反対2)となり土地履歴調査委託料について減額修正すべきものとする結果となりました。

定例会最終日には、委員会の審査結果として本会議で報告後、採決の結果、賛成多数(賛成7・反対1)で、修正可決されました。

総務委員会では、審査最終日に委員会で選定した事業を視察しました。担当課から運営委託状況の説明を受けながら現況を確認しました。



学校給食センター研修室にて

# 議案ピックアップ

## 人事案件

### 【人権擁護委員候補者の推薦】

12月31日で任期満了となるため、引き続き現在の委員である前田英樹氏を全会一致で推薦しました。

### 【教育委員会委員】

現教育委員の安江克文氏が9月30日で任期満了となるため、後任として大脇香美さんを任命することに全会一致で同意しました。

### 【監査委員】

議会から選任する監査委員として、古川政久氏を選任することについて全会一致で同意しました。

## 条例案件

### 【川辺町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例】

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の改正に伴い、主任介護支援専門員の更新制を導入し、同専門員の定義について改正を行いました。

### 【川辺町介護保険条例の一部を改正する条例】

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則規定中の条文の字句改正を行いました。

## 各会計補正予算

一般会計ほか特別会計において、追加の財政需要に対する予算の補正が行われました。

### 【平成29年度一般会計補正予算(第2号)の主な内容】

#### (歳出)

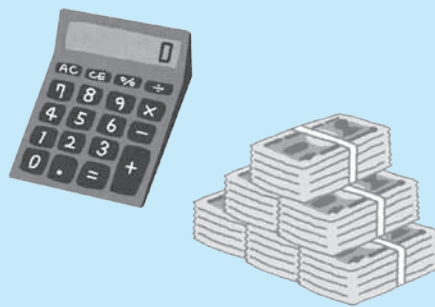
- ・ハンドル形電動車いす購入助成金(30万円)
- ・住民基本台帳システム改修委託料(589万7千円)
- ・障がい者自立支援給付費負担金(国・県)過年度精算分償還金(1368万円)
- ・福祉医療費助成事業県補助金過年度精算分償還金(279万2千円)
- ・デジタル簡易無線購入費(97万5千円)
- ・空家解体支援事業補助金(90万円)
- ・大洞グラウンド給水工事(947万円)など

#### (歳入)

- ・空家除去支援事業補助金(30万円)
- ・介護保険特別会計繰入金(1085万7千円)
- ・後期高齢者医療特別会計繰入金(40万4千円)
- ・繰越金(1896万5千円)
- ・後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金(856万6千円)
- ・とうしん地域振興協力基金助成金(30万円)など

### 【その他特別会計補正状況】

会計名	補正額
国民健康保険事業	1657万4千円増額
介護保険	5075万6千円増額
後期高齢者医療	576万5千円増額
水道事業(支出)	800万円増額



【議会報編集委員会】  
 委員長 巖 敬一郎  
 副委員長 佐伯 雄幸  
 委員 佐藤 満

【議会運営委員会】  
 委員長 井戸 三兼  
 副委員長 岩田 龍典  
 委員 巖 敬一郎  
 ” 桜井 真茂  
 (議席順)

【総務委員会】  
 委員長 佐藤 満  
 副委員長 古川 政久  
 委員 佐伯 雄幸  
 ” 岩田 龍典  
 ” 平岡 正男  
 ” 井戸 三兼  
 ” 櫻井 芳男  
 ” 巖 敬一郎  
 (議席順)

委員会の構成

# こんなことが決まりました

## 平成29年9月定例会審議結果

件名	採決状況 (賛成：反対)	結果
平成28年度決算に係る健全化判断比率について		報告のみ
平成28年度決算に係る資金不足比率について		報告のみ
専決処分について承認を求める件 《平成29年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》	賛成8：反対0	承認
人権擁護委員の候補者の推薦について	賛成8：反対0	適任と答申
川辺町教育委員会委員の任命について同意を求める件	賛成8：反対0	同意
川辺町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町介護保険条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
平成29年度川辺町一般会計補正予算(第2号)	賛成7：反対1	修正
平成29年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	賛成8：反対0	可決
平成29年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号)	賛成8：反対0	可決
平成29年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	賛成8：反対0	可決
平成29年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)	賛成8：反対0	可決
平成28年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について	賛成8：反対0	認定
平成28年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	賛成8：反対0	認定
平成28年度川辺町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	賛成8：反対0	認定
平成28年度川辺町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	賛成8：反対0	認定
平成28年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	賛成8：反対0	認定
平成28年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	賛成8：反対0	認定
平成28年度川辺町水道事業会計決算認定について	賛成8：反対0	認定
平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	賛成8：反対0	認定
川辺町監査委員の選任同意について	賛成8：反対0	同意
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書 ※内容は8頁	賛成8：反対0	可決
佐藤光宏町長に対する問責決議 ※内容は8頁	賛成8：反対0	可決

## 賛否が分かれた議案

件名	審議結果	議員名								
		桜井真茂	古川政久	佐藤満	巖敬一郎	櫻井芳男	井戸三兼	平岡正男	岩田龍典	佐伯雄幸
平成29年度川辺町一般会計補正予算(第2号)修正部分	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×
平成29年度川辺町一般会計補正予算(第2号)修正以外	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：賛成、×：反対

### 【平成29年度川辺町一般会計補正予算(第2号)修正する部分に対する討論の内容】

#### 「反対討論」

- ・事業の実施順序に疑問があり、当該土地の利活用などの基本的なことが何も定められていない段階で実施することは容認できない。

#### 「賛成討論」

- ・比久見工場跡地の履歴調査をすることは、事業を進めていく上で必要。

#### ※修正部分の内容

比久見工場跡地利用検討事業において、当該土地の履歴調査業務を行う経費110万2千円を減額するという内容。

# 議会まとめ知識

## 定例会って何？

定期的に招集される議会のことを言います。この定例会は、条例で定められた回数、付議案件の有無にかかわらず必ず招集しなければなりません。

川辺町では、年4回と定め3月・6月・9月・12月に開催されます。

定例会では、おおむね次のような議案が審議されます。

### 【3月定例会】

当該年度の予算整理をする補正予算・翌年度の新年度予算・新たに実施する事業に係る条例の制定などが主に審議されます。

### 【6月定例会】

当該年度の財政需要に対応する補正予算などが審議されます。

### 【9月定例会】

当該年度の財政需要に対応する補正予算・前年度の決算認定が主に審議されます。

また、昨年度決算の健全化判断比率・資金不足比率も報告されます。

### 【12月定例会】

当該年度の財政需要に対応する補正予算・新年度新たに実施する事業(周知期間が必要なもの)に係る条例の制定などが審議されます。

定例会最終日に、櫻井芳男議員ほか3名の議員から「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」が、桜井真茂議員ほか2名の議員から「佐藤光宏町長に対する問責決議」が提出され、採決の結果いずれも全会一致で可決されました。

内容は次のとおりです。

## 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、交流人口・物流を増大させ、地域経済の成長をもたらすストック効果が期待される社会資本であり、災害時には救援活動や、復旧復興等、住民の生命を守るライフラインとして必要不可欠な社会基盤である。特に東日本大震災や熊本地震では、高速道路をはじめとした主要な幹線道路がいち早く機能を復旧し、命をつなぐ物資や救援活動を行う人員の輸送に大きな役割を果たしており、今後、南海トラフ地震等の発生が懸念されている当地域においては、地震発生時の人命救助や物資輸送などに不可欠な緊急輸送道路を確保するために、災害に強く、早期復旧の要となる道路ネットワークの整備が必要である。

本町においては、道路施設の老朽化対策、通学路の交通安全対策等の課題に直面するなか、安全安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、そのための持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「道路財特法」という。)の規定により、交付金事業等の補助率等の嵩上げが平成29年度までの時限措置となっており、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、交付金事業を活用する地方において財政負担をもたらす、道路整備事業に遅滞を招くことになる。

よって、国においては地方が必要とする道路整備が計画的に進むよう、道路関係予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 岐阜県川辺町議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣

## 佐藤光宏町長に対する問責決議

佐藤町長は、先月発行の「広報かわべ8月号」の誌面に、前回の当選時に岐阜県選挙管理委員会から公職選挙法違反の可能性があるとして指摘された「当選あいさつ」とも受け取れる文章を再度掲載されました。

また、平成29年6月4日、当町で開催された「第61回加茂郡体育大会」のソフトボール決勝戦で相手チームに対し、ヤジや不適切な発言をして審判団から注意をされるという失態をしました。

更に同年6月16日、第2回定例会後に行われた議員との懇親会の席では、選挙で佐藤町長を支援しなかった特定の議員に対して暴言を吐きました。

佐藤町長が、5期目当選後に取られたこれら一連の言動は、町行政のトップの地位にある者として、到底容認できるものではありません。

よって、佐藤町長に対し、町政運営の最高責任者としての自覚が欠如し、町民や議会に不信と不安を招いた一連の責任を強く問うものである。

以上、決議する。

川辺町議会



# 一般質問

議員が質問  
4人の17人が傍聴

櫻井芳男 議員

**問** 防災対策の現状について

↳ 対策の再検討を

最近の自然災害は、これまでの経験では対応できないほど記録的な豪雨などの様相を見せています。特に今夏の全国的な状況からみて、自然災害が比較的少ないと思われている我が川辺町の防災体制は果たして十分でしょうか。これまでの対策・対応などを再点検し見直しが必要と考えますが、見解をお尋ねします。

**答** 防災・減災体制の充実を図りたい

【総務課長】

今年の夏は本町において、大きな被害はありませんでしたが、全国各地では、これまで経験したことのないような規模で

自然災害が発生しており、なかでも線状降水帯を要因とする集中豪雨による被害が顕著になっています。全国で発生した集中豪雨を気象関係機関が分析した結果、約3分の2の事例でこの線状降水帯が要因となっていることが明らかになっています。

記憶に新しいところで、本年7月の九州北部豪雨がこの事例にあたります。

質問につきましては、ハード面・ソフト面で優先順位を付け、各年度で予算の範囲内で資機材の配備等を実施していますが、これで十分ではないと考えています。

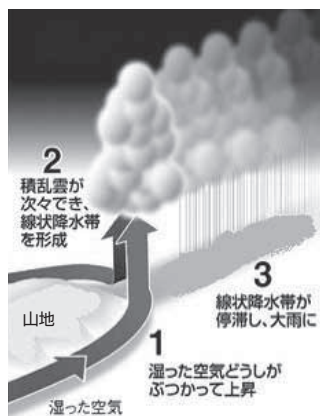
これは、全国各地で発生しています豪雨災害・土砂災害などは、これまでの想定を大幅に超える規模で被害が発生しており、その頻度は年々増加しています。しかしながら、これに対する自治体の資機材整備など防災体

制が追いついていないのが現状です。本町では、過去に河川が氾濫した事案がありましたが、近年河川改修などが進み、被災事案は少なくなっています。しかし万が一、被害が発生した場合には、

であると言えます。これについては、住民にわかりやすく、受け入れやすい手段により、粘り強く自助・共助などの防災PRを行っていくほかないと考えています。

初動体制としては、消防団・災害応急工事等に関する協定を締結している事業者の方とも連携し、土囊等による浸水防止措置を行います。次に甚大な被害となった場合には、国・県・災害協定を締結している他自治体の協力を得ることとなります。過去の被災事案が風化又は被災経験が少ない自治体では、住民の災害に対する危機意識が低いと言われ、本町でも同様

いずれにしても、豪雨・地震など災害から町民の生命・身体・財産を守ることは行政に課せられた責務であり、これに十分対応できる体制を整えることが重要であると考えます。今後も防災資機材の再点検・充実を図りながら、地域住民への働きかけを継続するとともに、国・県・消防・防災関係機関との連携も密にし、本町の防災・減災体制の充実を図りたいと考えています。



線状降水帯図

**問** 職員増員の必要性について

↳ 職員の増員を

行政サービスは年々増加・多様化の一途をたどっていると料いたします。この状況下において当町の現職員数では、住民に満足される十分な行政サービスが実施できているとは言い難い状況です。職員の増員が必要と考えますが、見解をお尋ねします。

**答** 流動的な人事管理を実施したい

【参事】

川辺町の職員数は、条例による定数が117人、現在の職員数は98人です。行政改革で定めた100人の目標は従来取ってきた政策の結果、目標値として到達している水準で、これは先人の

## 井戸三兼 議員

方々が行革に取り組み、大変な努力をして現在の職員数1000人のレベルを示してくださったものと感じていきます。

しかしながら、この目標値を定めた当時と現在とは業務の内容・種類などが変化しており、提供すべき行政サービスの質についても向上すべきとの要請があると感じています。

現在までの状況は、増加する業務に対して、一時的に必要な嘱託職員を雇用して対応していません。職員数と嘱託職員の雇用が相互に関連している状況です。また定員の管理面は、再任用制度の採用によって今後の退職状況も考慮する必要が生じています。

職員により全ての業務が遂行できることが本来望ましいこととは思いますが、一人の職員が受け持つ業務や兼務も限界があるものと思います。嘱託職員・再任用職員の活

用を目指した人員管理によって総人件費を抑制しつつ、いかに住民サービスの向上を目指していくかが、今後の大きな課題といえます。

行政改革で目標値として定めた1000人は、絶対的な数値目標ではなく、時の情勢や制度の変革などを考慮した定員の管理を行う上での指標と考えるべきです。住民サービスを向上するという根本的な目標を達成するためにも、数値だけを目標とした定員管理に陥らないよう、必要と思われる増員を含め、業務の状況、職員の健康管理の面、専門的な資格・知識が必要な業務など様々な情勢に配慮しつつ、流動的な人員管理を実施して参ります。



### 問 町のグラン ドデザイン について

10年後のデザインは、少子・高齢化が進み、川辺町においても否応なく人口減少が進んでいきます。こうした社会情勢の変化に対し、空家等対策協議会、小学校将来構想検討委員会、カワベイ未来投資会議を立ち上げ検討されています。一方では、住民からの様々な要望(総合グラウンド、サッカー・テニスコート、グラウンドゴルフ場等)にも応えていかねばなりません。限られた予算で将来への投資は、これらの課題に対して総合的な観点から対応していく必要があります。特に小学校を統合するとすれば、その空地・廃校舎活用と住民要望や工場跡地活用との整合性が話合いの根底

になければなりません。場当たりの対応をしていると公共施設の増加と共に維持管理費用が増えてきます。検討の根底にある10年後の川辺町のグランドデザインは如何なるものをお尋ねします。

### 答 活発な町づく りイメージ

町長

比久見地内工場跡地も含め川辺町のグランドデザインは、現在も描き進められています。と言います。また先月には各小学校の校区毎に「子どもの育ちと小学校将来構想」と題して、保護者の皆さまに現在の小学校の状況と今後の方向性に

ついて説明すると共に、ご意見をいただく場を設けました。この説明会のご意見も参考にしながら、今後の各小学校のあり方について、今年度末に答申をいただくことになっていきます。よって、各小学校の今後については答申を待ち、その後の方針とスケジュールを定めていくこととなりますので、お示し出来る明確なものには現在持ち合わせていません。ただ統廃合を進めるとの結論に達した場合、廃校舎とグラウンドを住民からの要望がありますサッカー場やテニスコートなどに活用していくのも一つの方法と考えます。

支援事業補助金」です。目的は、老朽化した空き家が長期にわたって放置されるのを抑制し、周囲への環境等の影響を減らすことです。この2つの施策を活用していただけるよう、PRにも努め、空き家の対策を強化していく所存です。次に「カワベイ未来投資会議」で検討いただいています。比久見地内の工場跡地も、本年度末までに2〜3案の活用策を取りまとめたいと考えています。15名の委員さんは、各方面でご活躍されている方々ばかりですので、私には考えも及ばないような活用策もご提案されることと、期待しながら今後の会議を進めていきたいと思っております。また、そのアイデアを現実のものとするために、この跡地を購入もしくは借用する必要があり、土地所有者と何度も協議を重ね、早期に合意

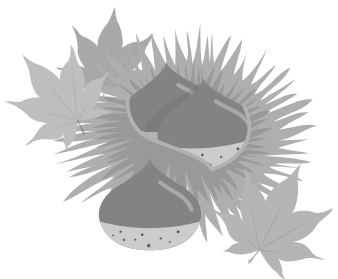
空き家対策については「空き家バンク制度」と「空き家バンク登録物件改修事業補助金」を創設しました。現時点で登録が8件、うち2件は売買が成立し、交渉中の物件も2件あります。もう一つは「空家解体

もう一つは「空家解体

が得られるよう同時進行で進めていきます。

さて第5次総合計画におけるまちづくり基本理念を要約するならば、今ある町の資源を生かしながら、次代を担う若者が住み続け、町や地域のコミュニティが維持されていく事が成果を上げるまちづくりとしていきます。そこからイメージされるグラウンドデザインは、自然や環境の良好な小都市として、若者が定住し、地域のコミュニティが活発な町というのが私のイメージです。空き家対策・小学校の将来構想・カワベイ未来投資会議も全てはこのイメージを実現するべく実施していることであり、具体的にどの場所をどのようにに形作っていくかは、これらの会議の結果や諸施策の成果と共に、さらに綿密な検討・研究を続け、導き出されるものと考えています。「多くの人々が笑顔に

溢れ、生き生きと活動している姿」「まちが賑わい、そこに住む人々は活気に溢れ、このまちに住んで良かったと実感できるまち」「このまちに住むことに誇りを感じ、将来ともこのまちに住んでみたいと思えるようなまち」「そんなまちづくりの第一歩を、皆様と共に踏み出してみたいと考えています。



### 問 町道の除草管理と事故等の対応並びに保険制度について

～現制度の見直しを～

農道・町が管理すべき道路は、この道に接している土地の所有者や有志ボランティア活動によって除草刈り取り作業が行われています。

農家やボランティア活動をされている皆さんから「草刈機の音がうるさい・ゴミが飛ぶ・車に石が当たった」等の苦情が多くあり、このまま推移すると個人では対応できない。道路付近の草が伸び放題になり、子どもの通学路に対しても交通安全上問題があるなどといった相談が寄せられます。

町道・農道の総延長の草刈管理を、町が実施すると膨大な費用が掛かるのであれば、善意に頼る現制度を見直し、事故保険の見直し・草刈現

場付近の住民苦情に対する行政対応・住民ボランティア活動の燃料助成等を考える時ではないでしょうか。回答を求めます。

### 答 今後の検討課題とした

【基盤整備課対策監】

町全域の町道及び農道等、本町が管理する町道の除草を全て行政で行うことはもとより困難であり、地区の奉仕作業や隣接土地所有者の皆様が自主的に行っていた、たいしている善意の除草作業に頼らざるを得ないのが現実です。

現行の保険制度は、事前に活動の届出をしていただいた各地区による奉仕作業等について、作業中、自ら怪我を負った場合には、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険制度で対応できますが、個人活動については、この保険は適用外と

なります。

また飛び石等により第三者に与えた損害の賠償等も残念ながらその適用はありませんが、事故予防のためのブルーシートやコンパネ等の貸出しを希望される場合には、町として対応したいと考えています。

草刈機の騒音への苦情については、地区の奉仕活動等に対して近隣の住民の皆様から苦情が出ることは考えづらく、個人での作業中のことと推察しますが、草刈機を使用する時間帯の配慮(早朝を避ける等)やひと声かけるなどの心遣いでご理解いただけると考えます。町においては、広報紙等でこうした作業への理解を深める啓発活動を実施することとし、地域内の「お互い様精神」で円滑に進めていただきたいと思います。

燃料費の助成は、こうした活動を支援することに有効な手段であると考え



問 防災への取り組みについて

～降雨時の発令基準等は～

発令基準等は～

過日の降雨の際、川辺町全域に対し避難勧告を出されました。その後の降雨の際にも、避難準備情報(高齢者等避難開始)が出されました。両日共に、確かに大雨の地域はありましたが、私の感覚から申しますと、ここ川辺町ではごく一般的な雨であり、避難勧告を出すまでの雨だとは思いませんでした。避難勧告を出すことによって、かえって、住民に過度な心配をかけるような気がいたします。気象庁の情報、だけで発令するのではなく、地域の実情に沿った情報を発令することが大切ではないでしょうか。過日の、避難勧告あるいは避難準備情報を出す根拠と

したデータ等がございましたらお示しいただくと共に、どのような判断で発令範囲やタイミングを決められたのか。また、その結果はどうであったのか、総括をお答えください。

及び土砂災害のそれぞれに判断基準を定めています。このうち土砂災害の判断基準を説明します。1段階「避難準備・高齢者等避難開始」

災害を予測して避難の準備を呼びかけるために

発令するものです。

また高齢者の方やお体の不自由な方が避難を開始する目安として発令しています。次の3つの条件のいずれかに該当する場合に発令します。

このような場合に避難勧告等を発令するというような基準等がありましたらお示しください。

答 防災・減災体制の充実を図りたい

【総務課長】

水害及び土砂災害に対して町が発令する避難勧告等の発令判断基準について説明します。

内閣府が示したガイドラインに基づき、平成27年7月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を見直し運用しており、水害

災害が発生するおそれがあるため、避難を促すために発令します。次の4つの条件のいずれかに該当する場合に発令します。

①土砂災害警戒情報が発表された場合

②大雨警報(土砂災害が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合

③大雨警報(土砂災害が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

④土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合

3段階「避難指示」

災害の危機が目の前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。勧告よりも強く避難を求めます。次の5つの条件のいずれかに該当する場合に発令します。

①土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒情報を補足する情報で、土砂災害警戒情報の基準を

実況で超過した場合

②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合

③土砂災害が発生した場合

④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

⑤避難勧告等により、立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合に

いずれの段階においても、避難所へ避難すること

で、かえって命に危険が及ぶ状況であれば、近くの安全な建物への避難や自宅内より安全な場所への避難が必要と考えます。

次に、発令範囲について説明します。

土砂災害警戒情報には、気象庁が発表する土砂災害警戒判定メッシュ情報があります。このメッシュが隣接市町と重なりながら4つのメッシュに区分されています。これにより、本町には危険が無いと思われる場合でも、隣接市町において基準を越えた場合、本町にも土砂災害警戒情報が発令されます。

また以前は気象庁から発表される気象警報・注意報など各種情報の単位が、中濃地域など対象範囲が広く、本町に該当しない場合もありましたが、現在は市町村単位で基準が定められ、より地域の実情に沿った精度の高い情報となっています。

しかしながら、それでもなお刻々と変化する気象情報を的確に判断するのは非常に困難です。このため、本町の避難勧告等の判断・伝達マニュアルに「避難すべき区域」を区毎に定めています。何よりも住民の生命を第一に町内全域を対象に発令しています。

従って、より最善の選択を決定し町内全域を対象としたことにご理解願

い

い

い

い

い

い

い

い

い

います。

7月の大雨及び8月の台風5号等の状況を説明します。

7月14日の大雨については、9時17分に大雨(土砂災害)警報が気象庁から発表され、本町では、

降雨と共に町内各所で落雷による停電が発生している状況でした。その後

も、雨は降り続き9時50分に土砂災害警戒情報が

同庁から発表され、町全域に避難勧告を発令し、

やすらぎの家・北部公民館に避難所を開設しまし

た。このとき庁舎雨量計では、1時間雨量24ミリ

を計測しています。

8月7日の台風5号では、15時20分暴風警報が発令され、45分住民か

ら、やすらぎの家に自主避難をしたい旨の相談が

あり、16時30分やすらぎの家を避難所として開設し、6名の避難者が翌日

まで避難をされました。この台風では、14時に雨

が降り始め、翌日8時ま

で降り続きましたが、土砂災害警戒情報は発令さ

れず、避難勧告等は発令しませんでした。なお庁舎雨量計での最大値は、

22時の14ミリでした。

8月18日の大雨については、7時36分大雨(土砂災害)警報が気象庁より発表され、8時15分土

砂災害警戒情報が同庁から発表されたため、町全

域に避難準備・高齢者等避難準備開始を発令しま

した。このとき庁舎雨量計では、1時間雨量34ミ

リを計測しています。

この大雨では鹿塩地内で小規模の土砂崩れが発

生し、ブルーシートでの応急措置を行いました。

この日は、夜にも警報が発表されています。

21時5分に大雨(土砂災害)警報が気象庁より

発表、23時45分土砂災害警戒情報が同庁から発表

され、やすらぎの家を避難所として開設すると共

に、町全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令

しました。このとき庁舎雨量計では、1時間雨量

24ミリを計測しています。以上が過日の大雨等の

状況です。結果としては大きな被害もなく、安堵

していますが、まだまだ台風等の心配があり、災害体制には万全を尽くして

いきます。

参考としているものに「災害時にトップがなす

べきこと」というものがあります。これは岩手県・

宮城県・熊本県など被災経験のある首長が実体験か

ら得た教訓などをまとめたもので、抜粋ですが次のように書かれています。

1. 判断の遅れは命取りになる。特に初動の遅れ

は決定的である。何よりもまず、トップとして判断

を早くすること。

2. 「命を守る」ことを最優先し、避難勧告等を躊躇してはならない。

3. 人は逃げないものであることを知っておくこと。人間には、自分に迫

りくる危険を過小に評価

して心の平穏を保とうとする「平常化の偏見」と呼

ばれる強い心の動きがある。災害の実態・心理学

の実験においても人は逃げ遅れている。

避難勧告のタイミングはもちろん重要だが、危険情報を随時流し緊迫感

をもった言葉で語るなど、逃げない傾向を持つ

人を逃げる気にさせる技を身につけることはもつ

と重要である。

このように被災された首長の言葉には、実体験

から得られた「経験」という説得力があります。本

町では、この「経験」というものが極めて少ないのが事実です。

また内閣府の調査では大災害が発生する可能性

があると考える住民は

6割を超える一方で、

災害の備えについて「十分に取組んでいる」は

3%、「日常生活の中でできる範囲で取組んで

いる」は34%という結果となっております。様々な

情報提供を通じてリスク認知が進むだけで主体的

な防災行動を促すまでには至っていません。

自助・共助が伴わない公助中心の防災対策では、

人員・予算面において、おのずと限界があります。

本町としては、防災資機材等ハード面の充実を

図りながら、地域住民への働きかけを継続すると

ともに、国・県・消防・防災関係機関との連携も

密にし、本町の防災・減災体制の充実を図りたい

と考えています。

町内の道路路側帯には緑色のカラー舗装が成されている場所があまり

す。特に学校付近・通学路に施工されているので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

通学路の表示なので、通学路の表示なので、

### 問 道路の着色帯について

取り扱いの改めを

それでは山川橋の着色帯はどのように考えたらよいのかお示し下さい。私は以前から疑問に思っておりましたが、通学路の意味であるならば、看板等で町民の方々に衆知する必要があるのではないのでしょうか。機会がある度に言ってきましたが、着色帯だけでは通学路の意味は成しませんので、取扱いを改めていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせ下さい。



雨量計(庁舎屋上)

## 答 歩行者優先の メッセージ

### 【基盤整備課長】

現在、通学路の安全確保を図るため、優先度の高い主要な箇所について国の交付金を活用し、路側帯のカラー化を進めています。

路側帯のカラー化は、ドライバーに対して人優先のメッセージを視覚的に認識させ車両の速度を抑制させることで、児童・生徒・歩行者の安全確保を図ろうとするもので、通学路以外の必要な箇所においても、優先度の判断により採用していくものです。なお路側帯の着色の有無により歩行者・自転車の通行方法が変わりません。

道路交通法において歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別がない道路では、道路の右端に沿って通行する必



山川橋の着色帯

要があり、歩道や歩行者の通行に十分な幅員を有する(概ね1m以上)の路側帯と車道の区別がある道路については、歩道又は路側帯を通行しなければならぬとされています。これが道路の片側のみが存在する箇所では、この場所を通行することになります。

自転車の通行方法は、通行を許された歩道がある場合を除き、道路の左端を通行しなければなりません。この場合、歩行者の通行を妨げることなく道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができ、進行方向に向かって道路右側にある路側帯を通行することはできませんので注意が必要です。

## 古川政久 議員

### 問 平成28年度 決算状況に ついて

〜評価と課題は〜

①北海道の夕張市のような地方自治体の財政破綻を防ぐため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、各地方公共団体は各指標を算出し、監査委員の審査を受け、議会に報告し住民の皆様公表します。そこで、各指標についてどのような評価をしているのか。また指標で特に昨年度との比較は改善しているのか。過去5カ年からの全体的なトレンドはどのような状況かお答え下さい。

②平成28年度決算の一般会計における財政上の問題・課題をどのように考えているのか、例えば經常收支比率の動向・公債費比率の動向・特別会計

の一般会計への依存度と今後の見通し、基金の動向等をお答え下さい。

### 答 概ね健全な財 政運営と評価

【総務課長】

①平成28年度の健全化判断比率には実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率・資金不足比率があり、全ての比率について早期健全化基準を下回っているところで、概ね健全な財政運営ができていたものと評価しています。昨年度との比較は、実質赤字比率・連結実質赤字比率・資金不足比率は全て前年度同様赤字にはなっておりません。単年度の実質公債費比率は平成27年度に対し、28年度は10.51%と1.12%下回る結果となり改善方向にあります。また将来負担比率についても平成27年度、28年度ともにマイナスで、マイナス

15.8%からマイナス16.7%に下がっています。過去5年間の全体的なトレンドですが、全ての指標について順次下回ってきています。特に将来負担比率は、平成24年度が22.1%、25年度1%、26年度からはマイナスに転じており、川辺町が将来的に負担することとなる実質的な負担率は改善されています。

②財政の弾力性を示す經常收支比率は、平成27年度86.5%、28年度88.8%となっており財政の硬直化が進み、投資的経費に一般財源が充当できない状況であり、28年度は財政調整基金を取崩し補てんしています。このことから、住民ニーズにも対応しながら經常経費の削減に努めるとともに自主財源確保のため一層の努力が必要と考えています。

公債費負担比率は、平成27年度11.55%、28年度10.83%と改善されて

います。これは低金利で起債を起こすことができ公債費が減少していることが大きな要因ですが、今後も起債を借入れする際は、交付税措置等有利な起債を活用していきたいと考えています。

特別会計の一般会計への依存度と今後の見込みですが、平成27年度と28年度を比較すると繰出金ベースで462万2千円、0.6%の増加となっています。これは、下水道事業特別会計が平成33年度にピークを迎える予測で今後も増加する見込みです。また国民健康保険事業特別会計は平成30年度からの制度改正、介護保険特別会計では、同年度からの第7期介護保

険事業計画を本年度策定で、まだ不透明な部分があります。特に注視をしなければならぬものと考えています。

基金の動向等は、平成27年度末の積立基金の額が25億8千167万5千

円に対し、28年度末残高は26億3千570万9千円と5千400万円ほど増となっています。これは、平成28年度には財政調整基金・環境整備基金等を取り崩したものの、29年度に活用すべく、ふるさと納税分をまちづくり基金に2億8千200万円積み立てたことが主な要因です。平成29年度においては、ふるさと納税積立分は取崩すこととなりますが、既に小学校建設基金積立金の補正予算をお願いし、5千万円を積立てるほか、29年度分のふるさと納税積立分等で29年度末基金残高は、28年度末残高と同レベルを維持できるのではないかと予測しています。

しかしながら、平成30年度については普通交付税も2.5%ほど減額との見込みも出されており、樂觀できるものではないと思われれます。

## 問 新規大規模事業の抑制について

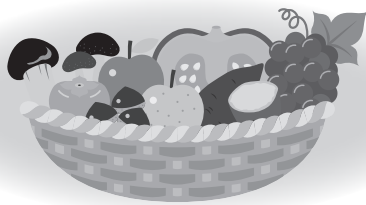
### 抑制の考え方は

昭和40年～50年代にかけて建設が進められた教育施設、住宅等公共施設等の大規模修繕、建替え等の更新等における財政上の問題が表面化してきています。本町においても例外ではなく、今般策定された「第6次川辺町行政改革」にも、このことが大きな課題となっています。

昨年の9月定例会で一般質問した「公共施設等総合管理計画について」の回答で、今後更新費用等として、10年間で109億円ほどの経費を見込んでおり、財源は地方債と一部交付税措置があるとのことでした。また財政への影響についても経常収支比率の増加、少子高齢化による税収減や特別会計への負担

増など大変厳しい状況との認識であると承知しています。そこで、お尋ねします。

①基本的な認識は昨年の状況と変わっていないのか。状況・認識に変化があればお答え下さい。  
②現下の状況のなかで新規の大規模事業を実施することは、相当抑制的に考えざるを得ないと思われませんが、当局の考え方について忌憚のない所見をお答え下さい。



## 答 財政指標を見定め住民ニーズを把握し進めた

### 【総務課長】

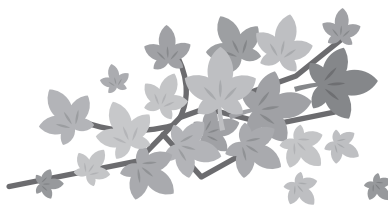
①自主財源の伸びが大きく期待できない中、老朽化施設対策・社会保障費・特別会計への繰出金など財政需要が膨らんでいることについては、基本的には変わってはいませんが、ただ平成28年度には、全国の皆さまから多くのふるさと応援寄附金をいただきまして、決算では積立金現在高が平成27年度を5千万円ほど上回る結果となっています。また平成29年度においても、今後、余程大きな財政需要が生じなければ、財政調整基金・環境整備基金の取崩すことなく、財政運営ができる見込みです。

しかしながら、今月末から実施計画をまとめていきますが、山積する課題解決のための事業等、

財政需要はかなりあると推測され、財政運営は非常に厳しいものと予測しています。

②一般論ですが、事務事業を行う際に常に考慮しなければならないことには、地方自治法第2条第14項にあるように「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と考えています。従って、事業が住民の方々の税負担によって実施される以上、むやみに事業費を膨らまし過大かつ、効率的でない事業を推進することは厳に慎まなければならぬと考えます。逆に事業費を抑制し事業実施した結果、住民の方々が望む効果が現れなければ、好ましいことではないとも言えると思われれます。このことから、新規の大規模事業を実施するにあたって

は、国・県の補助金・交付金の活用・起債が必要であれば交付税の財源措置がある有利な起債を選択することに加えランニングコストも考慮し、他事業との関連では、緊急性や重要性を検討し、優先順位を定め、財政負担の平準化を図ることとしていきます。また財政健全化法に定めがある健全化判断比率など財政指標の推移を見定めることや住民ニーズを把握し「住んでみたい」「住み続けたい」「住んで良かった」と思っていただけのような事業にしていかなければならないと考えています。



# 議 会 日 誌

8  
月

- 1日・川辺おどり実行委員会
- 3日・川辺町小中サミット
  - ・一部事務組合議会臨時会
- 6日・かわべ清流レガッタ
- 12日・川辺おどり花火大会
- 18日・岐阜県町村議会議長会評議員会
- 19日・岐阜県農業協同組合中央会前会長叙勲祝賀会
- 28日・中濃地域農業共済事務組合例月検査
  - ・国道41号美濃加茂下呂間強靱化推進同盟会総会
- 29日・洞戸川辺間主要地方道及び上野関線改良整備促進期成同盟会通常総会
- 30日・議会運営委員会
  - ・議会行政連絡会議
  - ・政務研究会
- 31日・ふれ愛まつり実行委員会総会

29年8月～29年10月

9  
月

- 2日・川辺町青少年育成の集い
- 3日・川辺町総合防災訓練
- 5日・定例会(初日)
- 7日・総務委員会
- 8日・総務委員会
- 9日・中学校団結祭
- 11日・総務委員会
- 15日・定例会(最終日)
- 19日・各小学校運動会
- 23日～24日
  - ・全国市町村交流レガッタ
- 28日・議会報編集委員会
- 29日・全国町村議会広報研修会
- 30日・各子ども園運動会
- 30日～1日
  - ・全国中学校新人競漕大会



10  
月

- 1日・カワベイ未来投資会議
- 3日・環境ポスター二次審査会
- 5日～6日
  - ・議員研修
- 10日・岐阜県町村議会議長会定期総会、正副議長研修会
- 11日・議会報編集委員会
- 13日・介護保険事業計画策定委員会
- 17日・新火葬場建設工事安全祈願祭
- 19日・議会報編集委員会
  - ・川辺町まちひとしごと創生審議会



## 編集後記

第3回定例会初日に、各委員会委員の選任を行い、私たち三人が議会報編集委員に就任しました。

現在、川辺町は「町づくり・地域づくり」に挑戦しようとしています。

将来への展望と課題は何か、議会と町民の果たす役割は何か、今多くの課題が問われていると思います。

そのためにも、議会報が大きな力となるように、分かりやすい・読みやすい紙面づくりに励み、町民の皆様には有益な情報をお届けできるよう努めて参ります。

皆様には引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



K・I  
議会報編集委員  
(町村議会広報研修会にて)